

船橋市電線共同溝保安細則

(目的)

第1条 この細則は、船橋市電線共同溝管理規程(以下「規程」という。)第16条に基づき、電線共同溝の保安、防災上必要な事項を定め、安全を確保することを目的とする。

(入溝時の措置)

第2条 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めるとともに、変更があった場合は、速やかに道路管理者に届け出るものとする。なお、入溝責任者は、隣接する工事を兼任できるものとし、現場を委託している会社の職員でも可能とする。

- 2 入溝責任者は、電線共同溝鍵貸出簿(様式第1号)に記載し、道路管理者から鍵の貸与を受けるものとする。なお、鍵の貸与については、日々返納を原則とするが、工事が連続する場合等については、道路管理者と協議するものとする。また、やむを得ない理由でその日の工事が予定時間を過ぎるおそれがあるときには、道路管理者に連絡し、承諾を得たうえで鍵の保管をすることができるものとする。
- 3 入溝責任者は、電線共同溝入溝日誌(様式第2号)に必要な事項を記載し、その都度道路管理者に提出し確認を受けなければならない。
- 4 入溝責任者は、常に電線共同溝占用工事施行承認書(規定様式第2号)、電線共同溝入溝承認書(規定様式第4号)、道路占用許可書若しくは巡視点検計画書又はその写しを携行しなければならない。

(作業時の措置)

第3条 電線共同溝内で規程に定める作業等を行う場合には、関係法令等及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入溝者は常に2人以上(交通整理員を除く。)とし、占用者及び施行業者を表示した保安帽、作業衣を着用するとともに入溝責任者は、腕章(別図—1)を着用するほか、身分証明書を携行すること。
- (2) 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。
- (3) 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- (4) 電線共同溝の蓋を開けておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けると共に、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- (5) 作業等を行うに当たっては、事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること
- (6) 入溝中の鍵については、必ず携行し、放置しないよう万全を期すること。

(電線共同溝の鍵の保管)

第4条 電線共同溝の入出溝に必要な鍵は、緊急時用として道路管理者が占有者に貸与する。

- 2 貸与された鍵の保管については、保管責任者を定め鍵貸出の届出書(様式第3号)を道路管理者に提出するとともに、施錠可能なロッカーに保管する等保管に万全を期さなければならない。
- 3 貸与された鍵は、目的以外の使用をしてはならない。
- 4 工事施行等で貸与される鍵の扱いについても緊急時用と同様な扱いをするものとする。

(その他の遵守事項)

第5条 電線共同溝での巡視、点検、工事等を行う場合においては、規程第7条、第8条及び第9条に定めるによるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 規程第7条に規定する承認に当たって、道路管理者の付した承認条件を厳守するとともに、その指示に従うこと。
- (2) 電線共同溝内での火気の使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気を使用する場合には、消火器を携帯すること。
- (3) 電線共同溝内は、禁煙とすること。

(緊急時における通報)

第6条 電線共同溝において事故の発生又はそのおそれがあることを発見したものは、直ちに緊急連絡系統図(別図-2)に基づき通報するとともに、必要な措置を講じ、事故の増大防止に努めなければならない。

(溝内の清掃)

第7条 道路管理者は、電線共同溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ清掃を行うものとする。

(占用工事等の調整)

第8条 占有者は、規程に定める電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(近接工事の立会)

第9条 道路管理者は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合には、現地での立会等必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第10条 この細則に定めのない事項については、道路管理者と占有者で協議するものとする。

附則

この細則は平成20年10月1日から施行する。

様式第1号(船橋市)

電 線 共 同 溝 鍵 貸 出 簿

平成 年度

NO.

貸出期間			使用者及び保管責任者		届出・承認番号	鍵番号	入溝電線共同溝名	貸出者	返納者	返納確認者
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						
自:	月	日	使用 者	TEL						
至:	月	日	保管責任者	TEL						

様式第2号

(平成 年 月 日入溝分)

NO.

現場責任者
入溝責任者 印

1.入溝状況

入溝目的	1. 作業	2. 工事	入溝場所	〇〇電線共同溝		天候
	3. 巡回	4. その他		自: _____ Km 至: _____ Km	(上・下・横断)	
入溝時間	午前 午後	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				
入溝者	入溝主務書			立会者		
	入溝責任者			道路管理者		
	火気責任者			通信関係者		
				電力関係者		
				関係者		

2.特記事項

4.道路管理者特記事項

5.道路管理者確認

				担当者

3.チェックリスト

区分	NO	項目	確認
事前事項	1	工事の施行承認を受けたか	
	2	入溝の承認を受けたか	
	3	火気使用の承認を受けたか	
	4	入溝の心得を再確認したか	
	5	必要な立会者に立会要請したか	
一般事項	1	使用する鍵の番号はNO.	
	2	保安帽、作業服等の安全装備したか	
	3	非常用の灯具を装備したか	
	4	開口部の保安施設、要員は確保したか	
	5	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
	6	禁煙を守ったか	
	7	器材が溝内に放置してないか	
	8	継続工事の器材整理されているか	
	9	作業終了時に作業区域の清掃をしたか	
	10	作業終了時に柵蓋の施錠はしたか	
	11	入溝日誌に記入漏れがないか	
	12	鍵を返納したか	
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか	
	2	非常用消火器を準備したか	
	3	空気呼吸器を準備したか	
	4	防火シートを準備したか	

確認者

様式第3号

文 書 番 号
平成 年 月 日

緊 急 時 の 鍵 貸 出 の 届 出 書

住所
氏名

船橋市電線共同溝保安細則第4条第2項の規定により下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 目的
- 2 責任者
- 3 保管場所
- 4 路線名及び箇所名
- 5 連絡先

緊 急 時 の 鍵 貸 出 承 認 書

平成 年 月 日付け〇〇で届出のあったことについては、
鍵の貸出しを承認する。

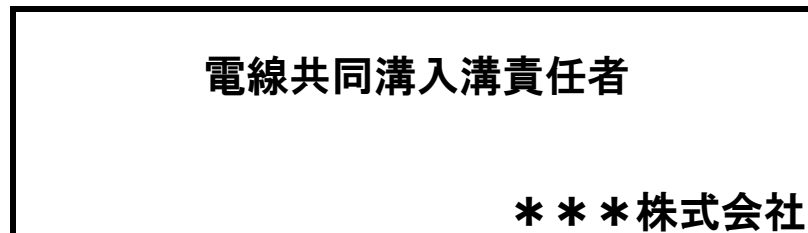
平成 年 月 日
船橋市長

鍵貸出一覧表

鍵番号		返却日			返却者	返納確認者

別図-1 (船橋市)

腕章



- 注1 腕章の地は黄色、文字は黒色とする。
2 占有者において、別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

別図-2 (船橋市)

緊急連絡系統図

